

【論文要旨】

〈事物の本性〉をめぐる諸理論の類別化試論

— 法事実—法価値の対立克服へ向けた予備的研究 —

(C 2)

金澤秀嗣

「事物の本性」は、事実と価値を、即ち存在と当為を架橋する。勝れて哲学的な特質を持つこの法概念は、立法あるいは法解釈の際に参照さるべき素材として、なお意義を喪っていない。とはいえ今日「事物の本性」論の復権を図るには、巷間流布している種々の教説に対して少なからず優位に立つことを示す必要があろう。

アルノ・バルツツイがいみじくも指摘しているごとく、現代法理論は専ら法の妥当プロセスを記述・分析するだけで能事足れりとしている。ために〈法とは何か〉という根源的な問いを初めから関心の埒外に置いていと看做せなくもない。こうした批判の矛先は、一方でシステム論へ、他方でコミュニケーション的行為の理論や討議理論へ向けられる次第となる。所謂〈手続を通じた正当化〉・〈当事者一観察者視点〉などの作業モデルが依然一定の支持を得ている状況に鑑みれば、成程ひと通り検討し尽くされている感はあるものの、やはりこれら諸理論にうかがわれる不具合を剔抉するに如くはない。

概してシステム論的アプローチは、

所与の法システムが有する負担軽減機能や秩序維持機能の描写に力点を置く。その結果、当為にまつわる要素一般、わけても法の目的たる正義の意味をめぐる問題は、悉く脇に押しやられてしまう。逆にコミュニケーション的行為の理論及び討議理論にとっては、目指す理想として掲げる当為がアルファでありオメガである。故に定言命法にも似て、現実相から超越した抽象—普遍的な形式規準を整備・陳列するだけで満足を見出す。いづれの方法も偏向が著しく、法の全体的な把握には成功していない。

もっとも両者の成果が全て無効とされる訳ではない。寧ろ「事物の本性」論は、両者が齎す所産を摂取しつつ、自らの内実をいっそう豊饒化させる。例えばシステム論、殊にシステムの閉鎖性（完結性）と開放性を看取るその視座を援用すれば、「事物の本性」概念が帯びる柔軟さがより明らかになるであろう。思うに、自然法論は法システムの認知的開放性に立脚し、実証主義的法理解は操作的／規範的閉鎖性に固執する。対するに「事物の本性」論は、（最広義の）実定法システムを

完結した事物論理構造として前提する。しかし制定法実証主義が提唱する様な概念ピラミッドを排し、開かれた価値評価行為を推奨する。しかのみならず、法における操作—処分不可能性 (Unverfügbarkeit) の契機を損なわぬ限りで、〈当事者〉による主体的な規範定立を促しもする。蓋し、ナータンの価値相対主義の下で具体—普遍的な正義のあり方を追求する営為は、「事物の本性」論の趣旨にまさしく合致するからである。

我々は、何らかの事物論理構造が現に存しており、また当該の構造に固有の意味が付与されている事態を、暗黙のうちに了知している。かかる無媒介な知を学的な洞察へと高め、事実認識と価値評価の均衡を可能にするための導きの糸、これが「事物の本性」概念に他ならない。畢竟するに、向後いかなる法理論も「事物の本性」論を閑却すべきでないと言えよう。

【キーワード】：

事物の本性 (Natur der Sache) 論、
事物論理構造 (sachlogische Struktur)、
価値評価法学 (Wertungsjurisprudenz)、
システム論 (Systemtheorie)、
コミュニケーション的行為の理論
(Theorie des kommunikativen Handelns/
Kommunikationstheorie)、
討議理論 (Diskurstheorie)、
法的論証 (juristische Argumentation)。
R・アレクシー (Robert Alexy)、
A・バルッツィ (Arno Baruzzi)、

J・ハーバーマス (Jürgen Habermas)、
Arth.・カウフマン
(Arthur Kaufmann)、
N・ルーマン (Niklas Luhmann)。